

平成22年4月6日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目19番15号
日本貸金業協会
会長 小杉 俊二
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX番号 03-5739-3027

「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告

～ 総量規制に該当する借入利用者の5割は、
生活を維持するために今後も新たな借入れを必要としている ～

日本貸金業協会では、「貸金業法改正」の認知等について、一般消費者と借入利用者それぞれの認知度および認知後の行動等を把握することを目的として、第二回目となる「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

1. 借入利用者の貸金業法改正(*1)の認知率は、49%と前回認知調査(*2)と比べてほぼ横ばい[P8-11]

- 貸金業法改正(*1)の認知率は、借入利用者が49%と、前回認知調査(*2)と比較してほぼ横ばいとなった。また、総量規制(*3)に該当する回答者の認知率は53%と、前回認知調査(*2)と比較して3ポイント上昇した。
- 総量規制の影響を強く受ける可能性のある専業主婦(主夫)(*4)の認知率は、「内容を含めてよく知っている(4%)」、「ある程度は知っている(33%)」と回答した割合は、あわせて37%(前回認知調査(*2)と比べてほぼ横ばい)にとどまり、約6割が法改正を「理解していない」、「知らない」と回答した。
- 借入利用者の所得階層別の認知率を見てみると、年収300万円以下では43%、301～500万円では53%、501～700万円では51%、701万円以上では55%となっており、前回認知調査(*2)に引き続き、年収300万円以下の借入利用者の認知度が最も低くなった。

(*1)2006年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。2010年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法が完全施行される予定。

(*2) 2009年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告を指す。

(*3) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの)。総量規制に該当した場合、新たな借入れはできなくなり、借入金の返済のみとなる。

(*4) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

2. 借入利用者の改正内容別認知率では、「総量規制」の認知率が45%と最も高い[P12-21]

- 貸金業法改正を知っていると回答した借入利用者に対し、具体的にどのような改正内容を知っているかについて調査したところ、「総量規制」の認知率が45%と最も高く、次いで「年収証明書類の提出」が36%、「上限金利が利息制限法の金利に引下げられる」が34%と続く。
- また、知りたい項目では、「貸金業法改正の目的(40%)」、「上限金利について(38%)」、「総量規制について(36%)」、「書類の提出について(34%)」が上位を占めた。
- 貸金業法改正を知っていると回答した借入利用者に対して、法改正を認知した媒体について調査したところ、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が57%と最も高く、次いで「クレジットカード会社等の利用明細書」が36%、「新聞広告」が27%となった。

3. 前回認知調査(*2)で「年収の3分の1を超える借入れがある」とした借入利用者の6割が、「特に何もしなかった」と回答[P22-23]

- 前回認知調査(*2)でアンケートに回答いただいた借入利用者のうち、年収の3分の1を超える借入れがある(総量規制に該当する)とした回答者に対し、その後の直近半年間の行動について調査したところ、「特に何もしなかった」が56%と最も高く、次いで「貸金業法改正に関してより詳しく調べた」が24%、「借入金の返済を行い、借入金の総額を年収の3分の1以下に抑えた」が14%となった。一方、「新たな借入先を探した(10%)」、「新たな働き口を探して収入を増やした(8%)」も一定の割合を占めた。
- 「特に何もしなかった」とした回答者に対し、理由を調査したところ、「何をしてよいかわからなかったから」が34%と最も高く、次いで「何もしなくてもよいと思ったから」が28%、「何をしても無駄だと思ったから」が14%となった。

4. 前回認知調査(*2)で「配偶者は借入れについて知らない」とした専業主婦(主夫)のうち、直近半年で「配偶者に借入れについて話をした」と回答した割合は、8%にとどまる[P24]

- 前回認知調査(*2)でアンケートに回答いただいた借入利用者のうち、「配偶者は借入れについて知らない」と回答した専業主婦(主夫)に対して、前回認知調査(*2)以降に配偶者に借入れについて話したかどうかを調査したところ、「話をする必要はないと考え、話さなかった」が63%と最も高く、次いで「話をしようと思ったが、話せなかった」が29%となった。一方、「話をした」は8%にとどまった。

5. 前回認知調査(*2)で「返済能力の根拠となる書類(*5)を提出しない」とした個人事業主のうち、直近半年で「返済能力の根拠となる書類を作成した」と回答した割合は、7%にとどまる[P25]

- 前回認知調査(*2)でアンケートに回答いただいた借入利用者のうち、「返済能力の根拠となる書類(*5)を提出しない」と回答した個人事業主に対して、その後の行動について調査したところ、「何もしなかった」と回答した割合が88%となった。一方、「返済能力の根拠となる書類を作成した」と回答した割合は7%にとどまった。

(*5) 以下の内容が含まれた書類を指す。
①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

6. 総量規制に該当する借入利用者の5割が、今後も新たな借入れが必要と回答[P6、26-28]

- 消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、年収の3分の1を超える借入れがある(総量規制に該当する)と回答した割合は、51%となった。
- 総量規制該当者に対して、今後の生活維持のために新たな借入れが必要であるかどうかを調査したところ、51%が「新たな借入れが必要である」と回答した。
- 新たな借入れをするためには、貸金業法改正が施行されるまでに自ら返済を進めることによって、現在の借入額を年収の3分の1以内の水準にする必要があるが、その目途(年収の3分の1以内にする返済の目途)について調査したところ、77%が「目途は立っていない」、9%が「わからない」と回答した。
- 今後の生活維持のために新たな借入れを必要としている総量規制に該当する回答者に対し、必要な借入額について調査したところ、「21～50万円」が22%と最も高く、次いで「51～100万円」が19%、「101～200万円」が13%となった。

7. 法改正に対して「良い」とする意見 24%、中立的な(その他)意見 23%、「問題がある」とする意見が 41% [P29-32]

- 借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とする意見 24%、中立的な(その他)意見 23%、法改正に対して「問題がある」とする意見 41%、「よくわからない」12%となった。
- 借入利用者のうち総量規制該当者では、法改正に対して「問題がある」とする意見が 45%、総量規制非該当者でも、法改正に対して「問題がある」とする意見が 36%と各々最も高い。
- また、借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見を分析したところ、「適正な法律ができた」とする意見が 11%と最も高く、次いで「多重債務者を減らすことができる」が 8%、「消費者の役に立つ改正になって欲しい」が 4%と続く。一方、法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しい改正である、撤廃を望む(行政への要望)(14%)」、「周知不足だと思う(11%)」、「生活していけなくなりそうで困る(9%)」といった意見が上位を占めた。

以上

調 査 概 要

I. 基本調査

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ調査:200,048 名 ・一般消費者:1,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※全国を 7 地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出 ・借入利用者:1,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する 512 名と、総量規制に該当しない 488 名を抽出 ・特定利用者:専業主婦(主夫):500 名 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 :416 名 ※現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦(主夫)500 名と、個人事業主 416 名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2010 年 2 月 19 日～3 月 23 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

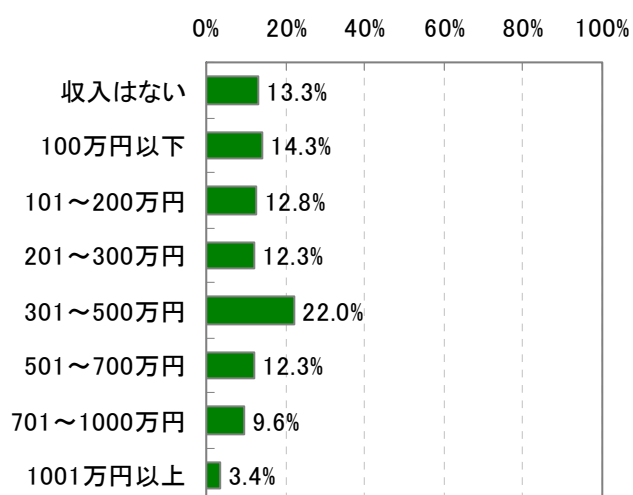
(2) 調査目的

プレ調査	借入利用者、特定利用者を抽出するために実施する調査
一般消費者	一般的な消費者に対して、貸金業法改正の認知度や、貸金業法改正認知後の行動を把握するために実施する調査
借入利用者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正の認知度や、貸金業法改正認知後の行動を把握するために実施する調査
特定利用者	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦(主夫)、個人事業主に対して、貸金業法改正の認知度や、貸金業法改正認知後の行動を把握するために実施する調査

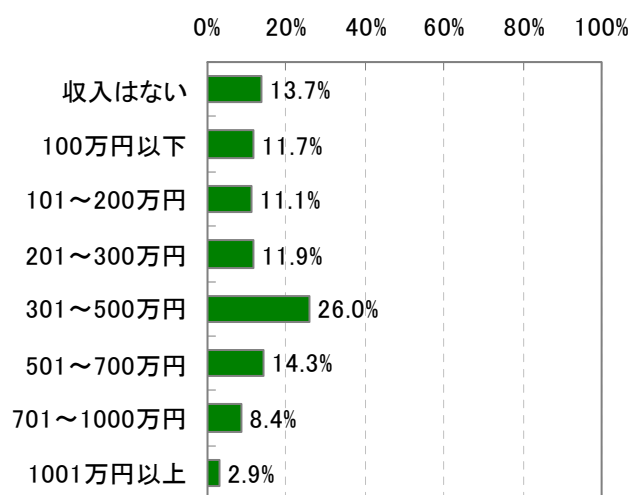
標 本 構 成

1. 個人年収

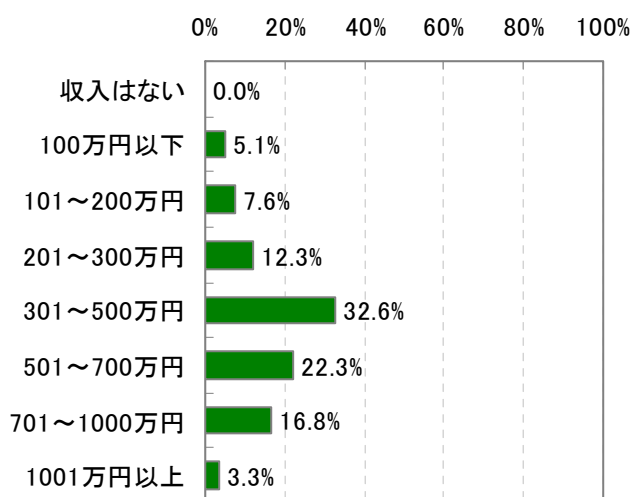
<一般消費者 n=1,000>



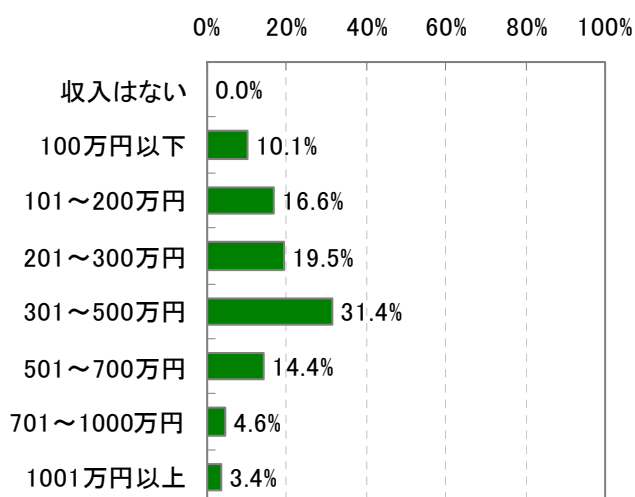
<借入利用者(総量規制「該当者」) n=512>



<借入利用者(総量規制「非該当者」) n=488>



<個人事業主 n=416>



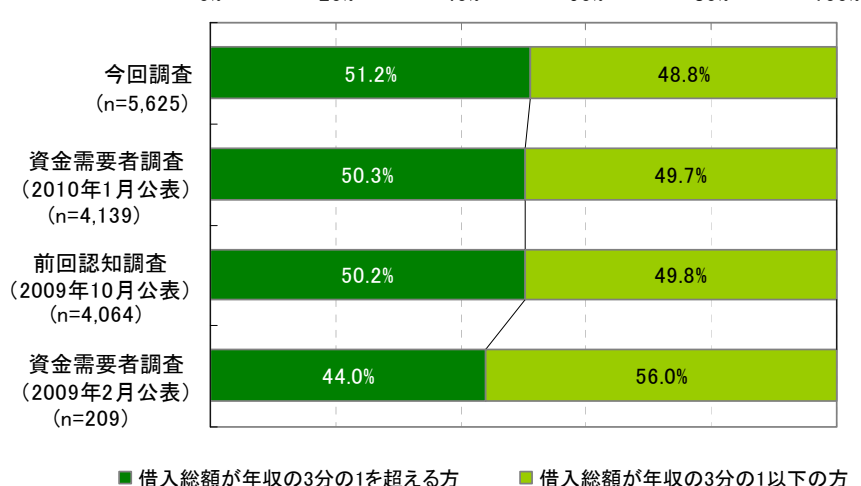
2. 総量規制該当者比率

(1) 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査200,048名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、51.2%が年収の3分の1を超える借入残高があり、前回の資金需要者調査(*6)の結果と比べてほぼ横ばいとなった。

(*6) 2010年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告を指す。

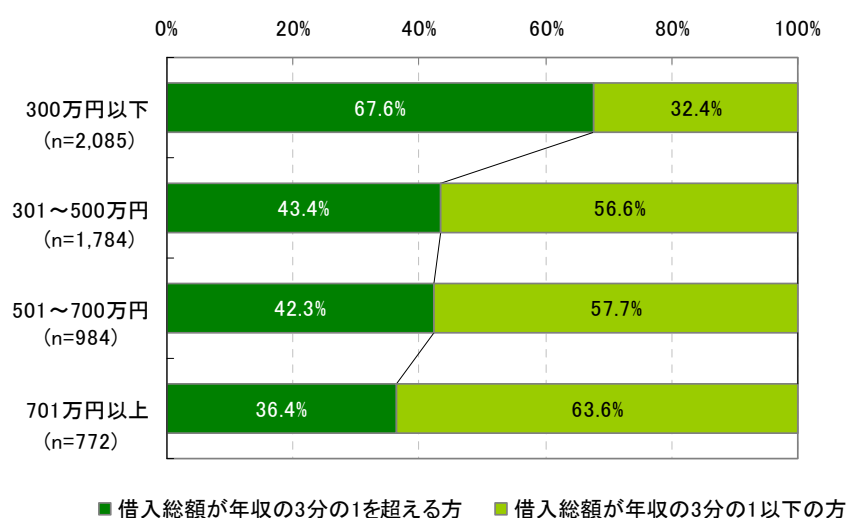
【消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率】



(2) 年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では67.6%、年収301～500万円では43.4%、年収501～700万円では42.3%、年収701万円以上では36.4%と、年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

【消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率】



調 査 概 要

Ⅱ. 追跡調査

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・借入利用者(総量規制該当者):260名 ※前回認知調査(*2)の本調査回答者のうち、貸金業法改正が「自分に関係すると思う」と回答した総量規制該当者260名を抽出 ・専業主婦(主夫):243名 ※前回認知調査(*2)の本調査回答者のうち、貸金業法改正が「自分に関係すると思う」と回答した164名と、「配偶者は借入れについて知らない」と回答した79名を抽出 ・個人事業主:330名 ※前回認知調査(*2)の本調査回答者のうち、貸金業法改正が「自分に関係すると思う」と回答した149名と、「返済能力の根拠となる書類を提出しない」と回答した181名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2010年2月19日～3月23日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTT データ経営研究所

(2) 調査目的

借入利用者	前回認知調査(*2)以降に、貸金業法改正の施行に備えて何らかの行動をとったかどうかや、施行を目前にした現在の状況等を把握するために実施する調査
専業主婦 (主夫)	前回認知調査(*2)以降に、貸金業法改正の施行に備えて何らかの行動をとったかどうかや、配偶者の資力を証明する書類の準備状況等を把握するために実施する調査
個人事業主	前回認知調査(*2)以降に、貸金業法改正の施行に備えて何らかの行動をとったかどうかや、返済能力の根拠となる書類の準備状況等を把握するために実施する調査

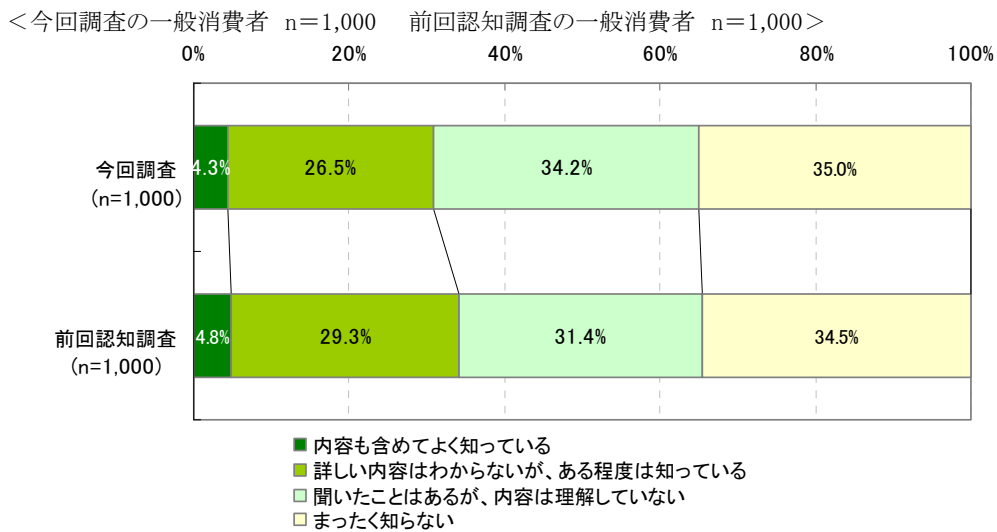
調査結果

1. 貸金業法改正に関する認知状況の調査結果

1.1 一般消費者

貸金業法改正(*1)の認知度について調査したところ、一般消費者では「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている」と回答した割合は、あわせて 30.8%(前回認知調査(*2)と比べて 3.3 ポイント減少)となった。

【図 1 一般消費者の貸金業法改正に対する認知度】

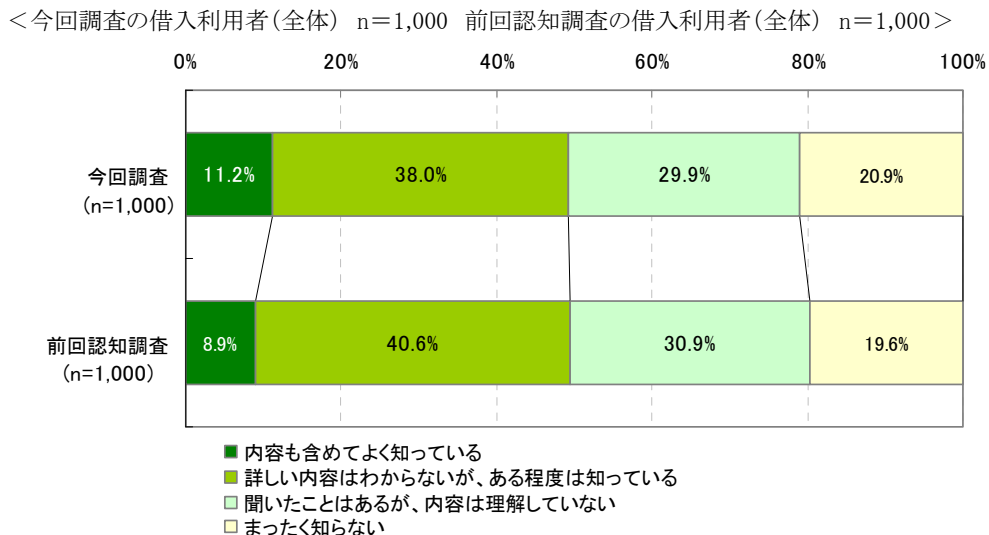


1.2 借入利用者

(1) 借入利用者(全体)

貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者(全体)では「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている」と回答した割合は、あわせて 49.2%(前回認知調査(*2)と比べてほぼ横ばい)となった。

【図 2 借入利用者(全体)としての貸金業法改正に対する認知度】

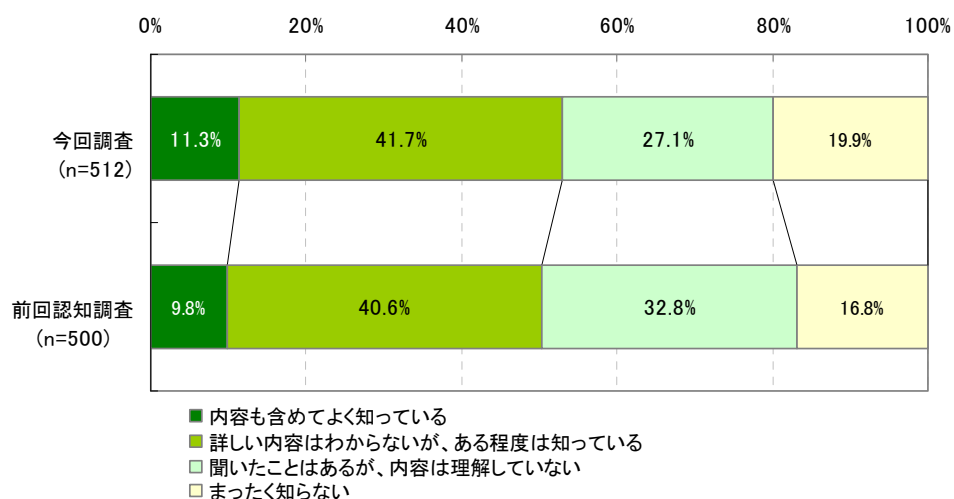


(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

借入利用者のうち、総量規制該当者では、「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている」と回答した割合は、あわせて53.0%(前回認知調査(*2)と比べて2.6ポイント上昇)となった。

【図3 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の借入利用者(総量規制該当者) n=512 前回認知調査の借入利用者(総量規制該当者) n=500>



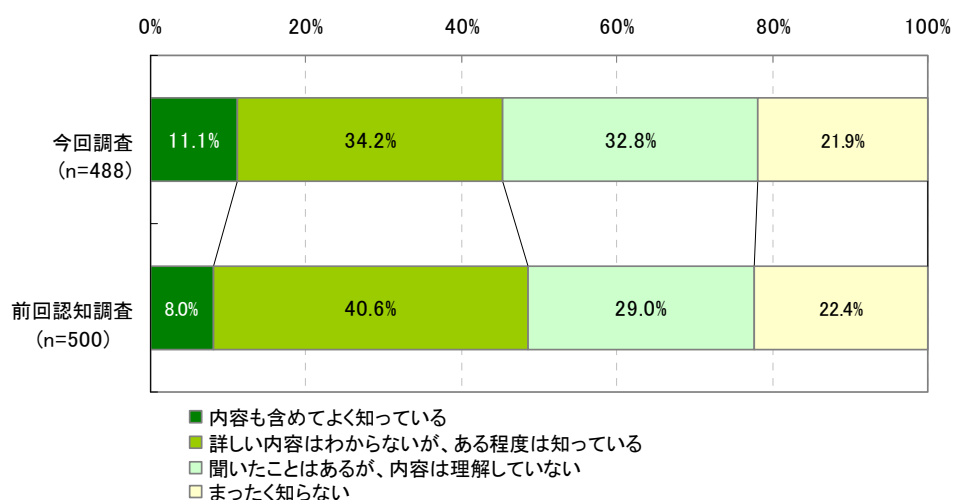
(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

借入利用者のうち、総量規制非該当者では、「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている」と回答した割合は、あわせて45.3%となった。

【図4 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=488

前回認知調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=500>

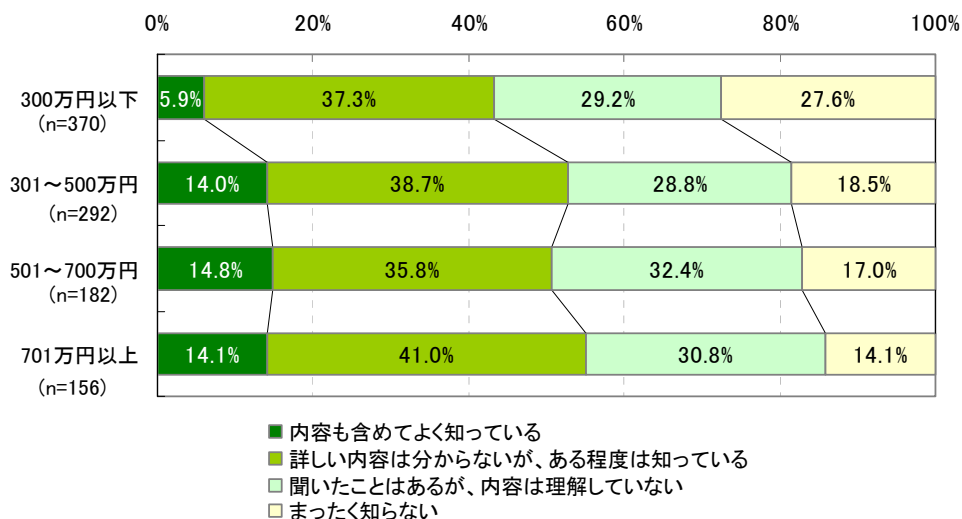


(4)借入利用者の年収別

借入利用者の所得階層別に認知率を見たところ、「300 万円以下」(43.2%)、「301～500 万円」(52.7%)、「501～700 万円」(50.6%)、「701 万円以上」(55.1%)となっており、前回認知調査(*2)に引き続き、年収 300 万円以下の借入利用者の認知度が低いものとなった。

【図 5 借入利用者の年収別での貸金業法改正に対する認知度】

<借入利用者(全体) n=1,000>



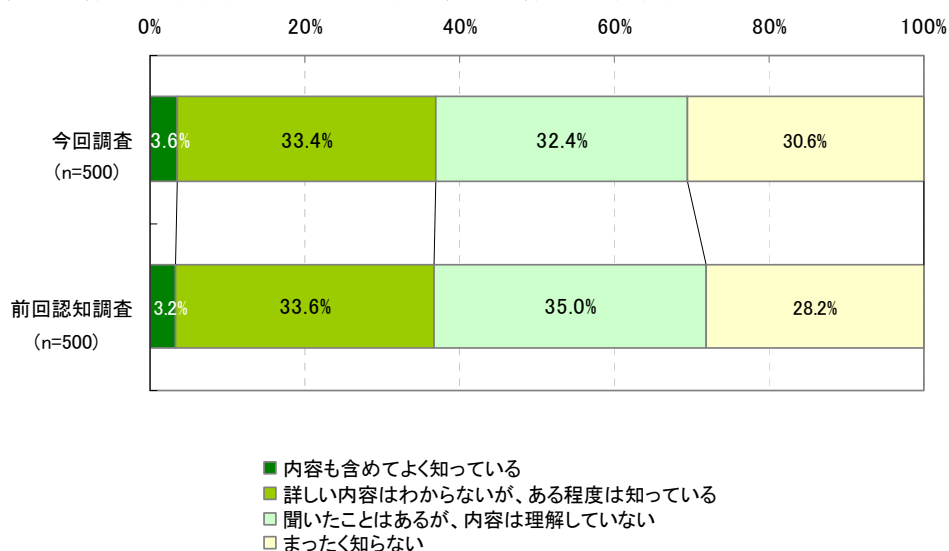
1.3 特定利用者

(1) 専業主婦(主夫)

総量規制の影響を強く受ける可能性のある専業主婦(主夫) (*4) の認知について調査したところ、「内容も含めてよく知っている(3.6%)」、「詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている(33.4%)」と回答した割合は、あわせて 37.0%にとどまり、63.0%が法改正を「理解していない」、「知らない」と回答した。

【図 6 専業主婦(主夫)の貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の専業主婦(主夫) n=500 前回認知調査の専業主婦(主夫) n=500>

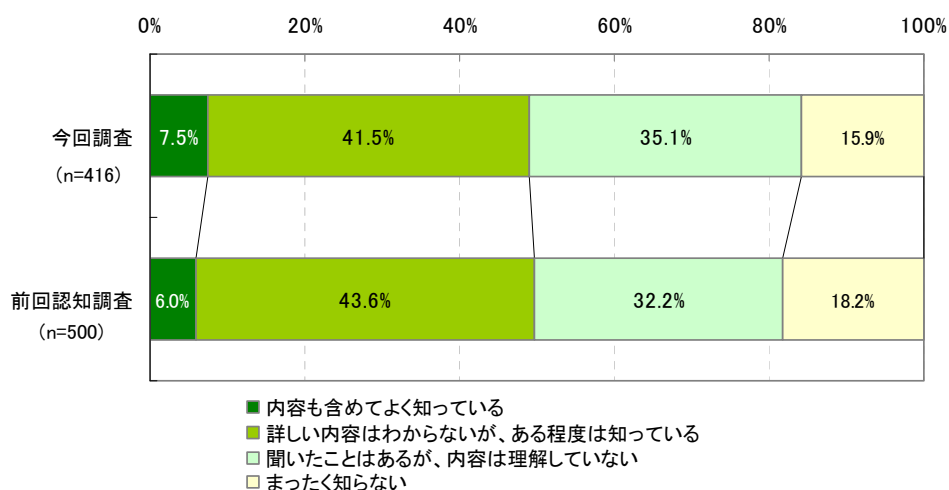


(2) 個人事業主

個人事業主の認知について調査したところ、「内容も含めてよく知っている(7.5%)」、「ある程度は知っている(41.5%)」と回答した割合は、あわせて 49.0%となった。

【図 7 個人事業主の貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の個人事業主 n=416 前回認知調査の個人事業主 n=500>



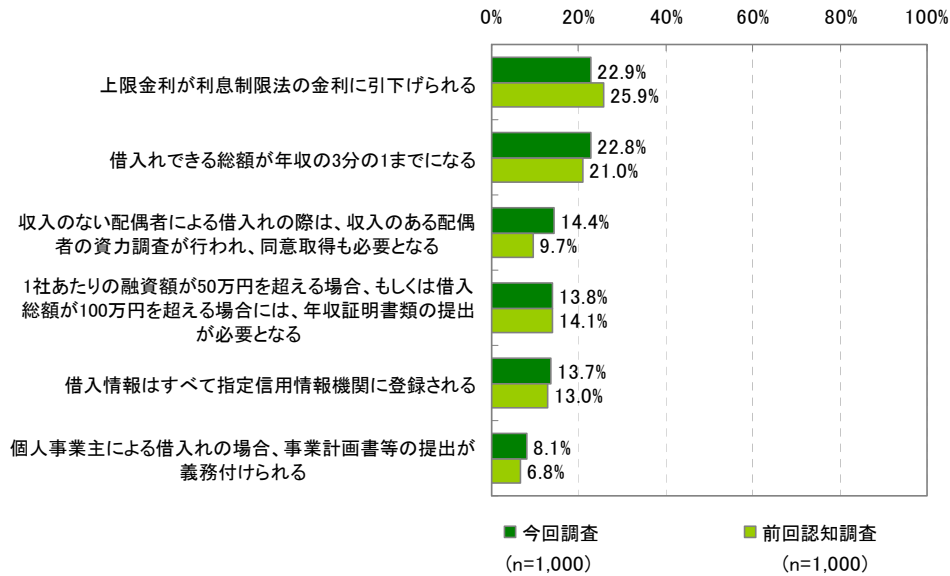
2. 貸金業法改正の内容別認知状況の調査結果

2.1 一般消費者

一般消費者における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「上限金利が利息制限法の金利に引下げられる」が22.9%と最も高く、次いで「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が22.8%となった。

【図8 一般消費者の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の一般消費者 n=1,000 前回認知調査の一般消費者 n=1,000>



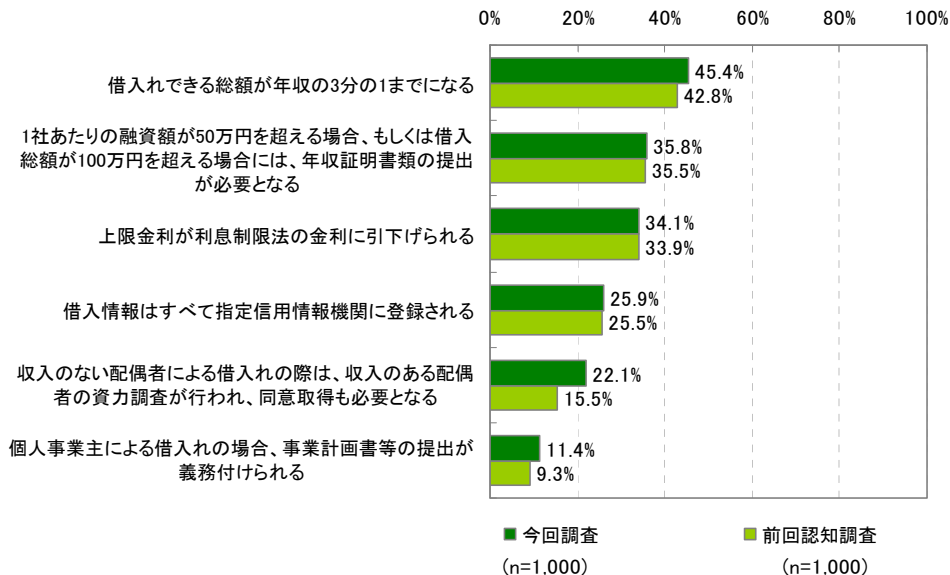
2.2 借入利用者

(1) 借入利用者(全体)

借入利用者における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が45.4%と最も高く、次いで「年収証明書類の提出」が35.8%となった。

【図9 借入利用者全体としての貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(全体) n=1,000 前回認知調査の借入利用者(全体) n=1,000>

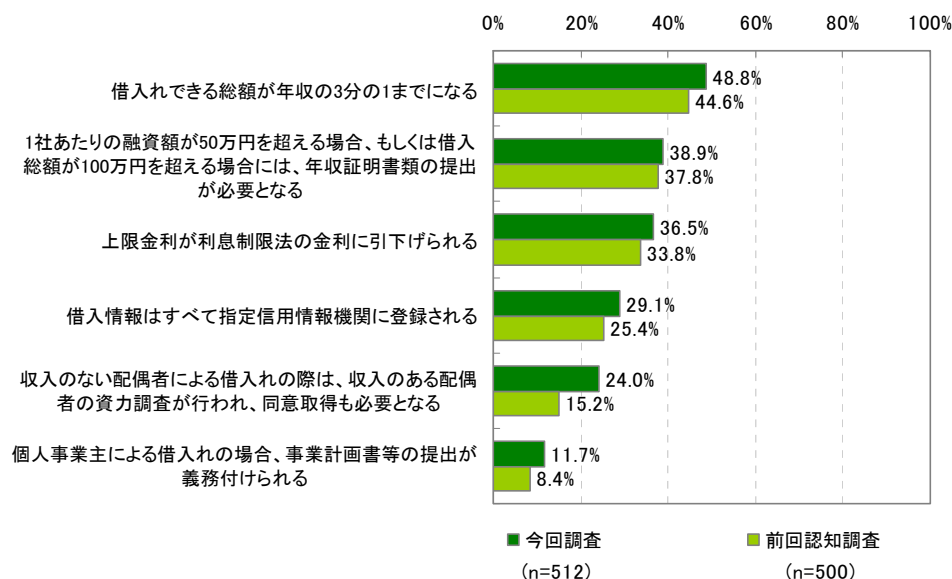


(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

総量規制該当者における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が48.8%と最も高く、次いで「年収証明書類の提出」が38.9%となった。

【図10 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制該当者) n=512 前回認知調査の借入利用者(総量規制該当者) n=500>



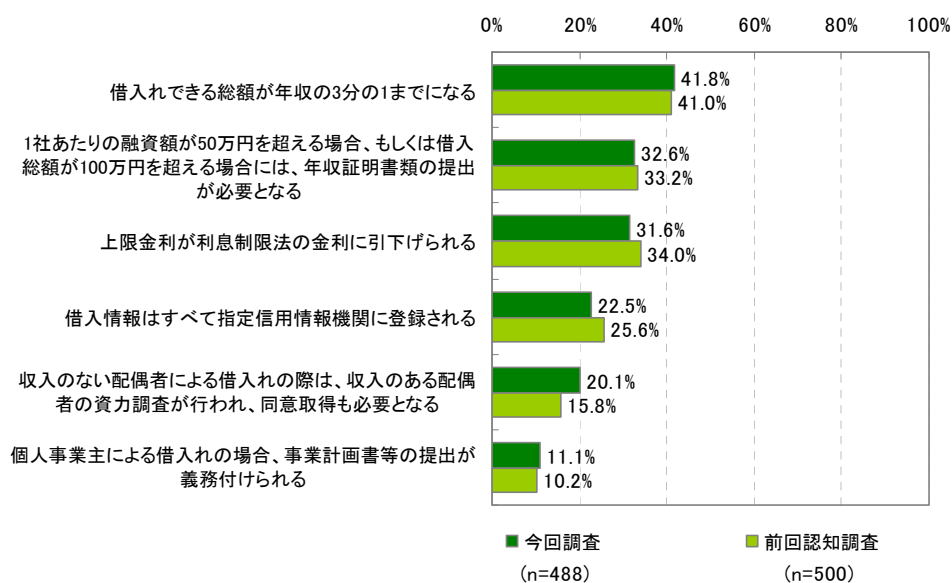
(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

総量規制非該当者における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が41.8%と最も高く、次いで「年収証明書類の提出」が32.6%となった。

【図11 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=488

前回認知調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=500>



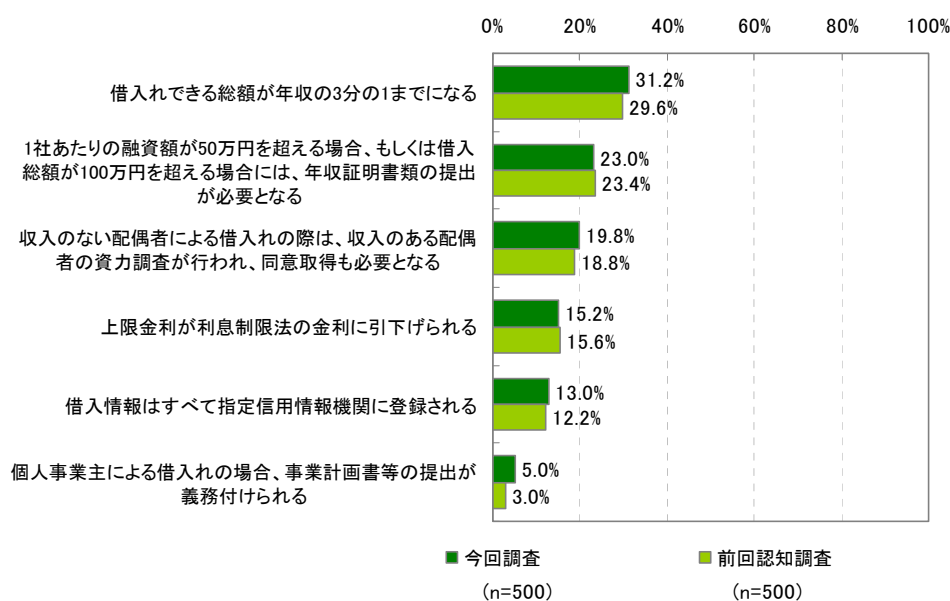
2.3 特定利用者

(1) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入れている総額が年収の3分の1までになる」が31.2%と最も高く、ついで「年収証明書類の提出」が23.0%となった。

【図 12 専業主婦(主夫)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の専業主婦(主夫) n=500 前回認知調査の専業主婦(主夫) n=500>

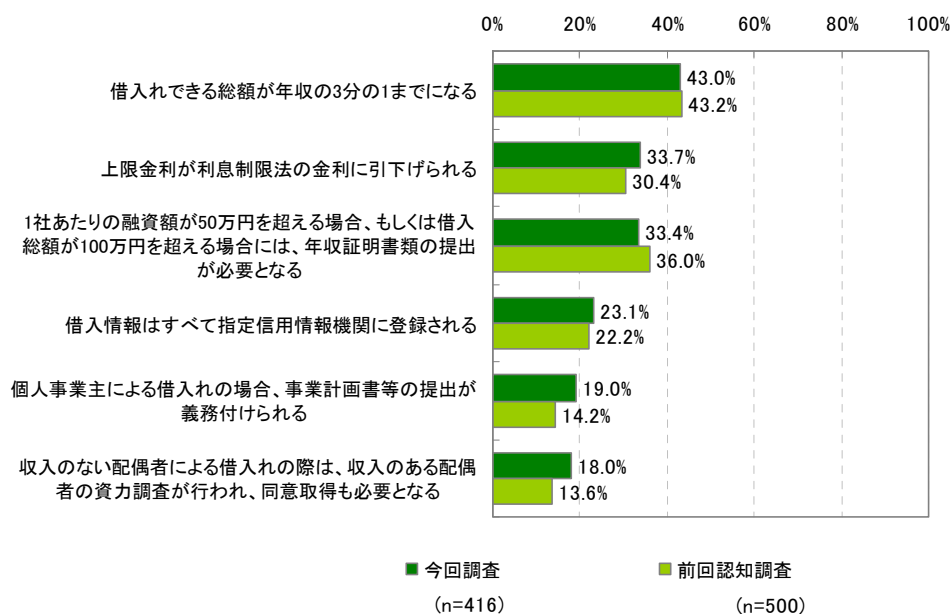


(2) 個人事業主

個人事業主における貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入れている総額が年収の3分の1までになる」が43.0%と最も高く、次いで「上限金利が利息制限法の金利に引下げられる」が33.7%となった。

【図 13 個人事業主の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の個人事業主 n=416 前回認知調査の個人事業主 n=500>



3. 貸金業法改正について知りたい項目の調査結果

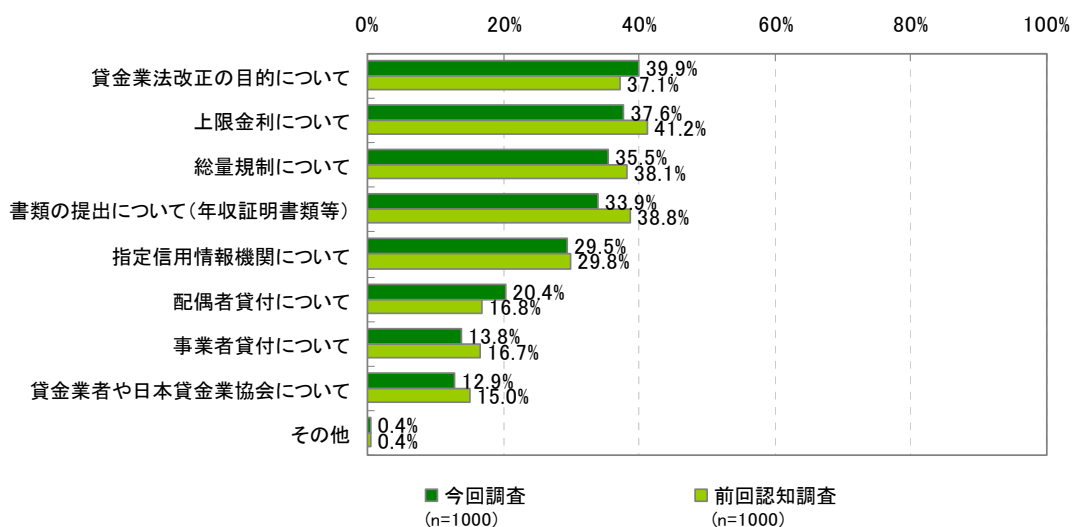
3.1 借入利用者

(1) 借入利用者(全体)

借入利用者の貸金業法改正について知りたい項目では、「貸金業法改正の目的について」が 39.9%と最も高く、次いで「上限金利について」が 37.6%、「総量規制について」が 35.5%、「書類の提出について(年収証明書類等)」が 33.9%となった。

【図 14 借入利用者の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(全体) n=1,000 前回認知調査の借入利用者(全体) n=1,000>

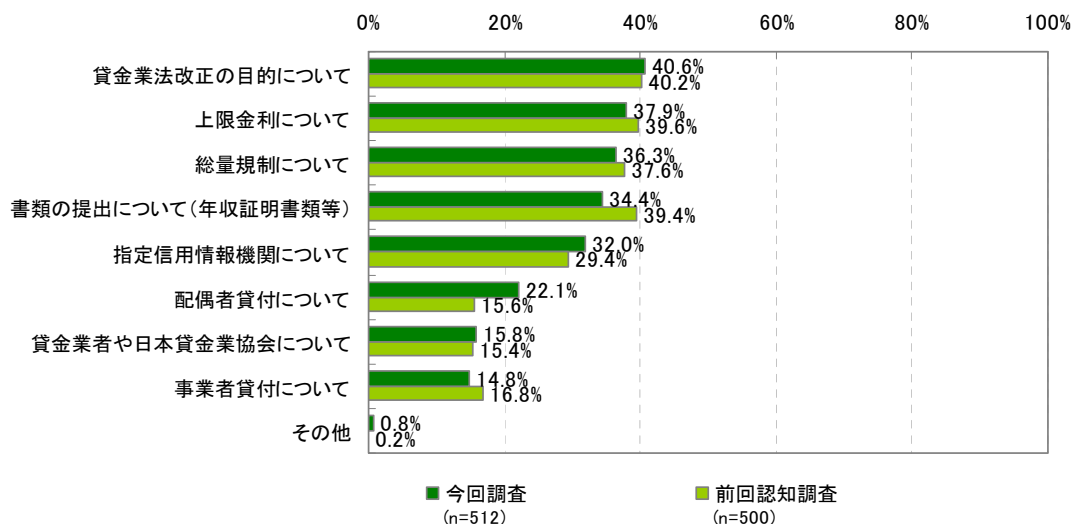


(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

借入利用者のうち、総量規制該当者の貸金業法改正について知りたい項目では、「貸金業法改正の目的について」が 40.6%と最も高く、次いで「上限金利について」が 37.9%、「総量規制について」が 36.3%、「書類の提出について(年収証明書類等)」が 34.4%となった。

【図 15 総量規制該当者の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制該当者) n=512 前回認知調査の借入利用者(総量規制該当者) n=500>



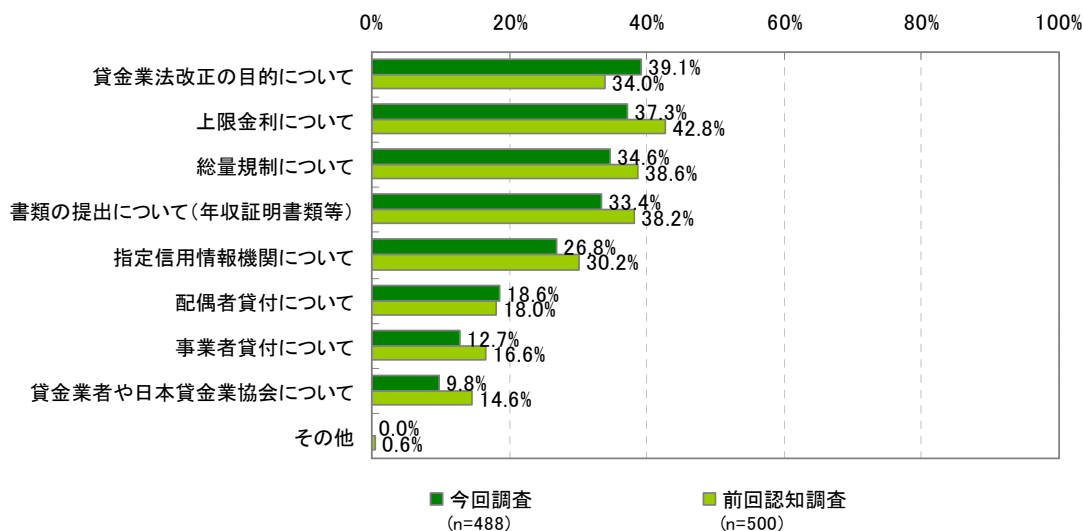
(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

借入利用者のうち、総量規制非該当者の貸金業法改正について知りたい項目では、「貸金業法改正の目的について」が39.1%と最も高く、次いで「上限金利について」が37.3%、「総量規制について」が34.6%、「書類の提出について(年収証明書類等)」が33.4%となった。

【図 16 総量規制非該当者の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=488

前回認知調査の借入利用者(総量規制非該当者) n=500>



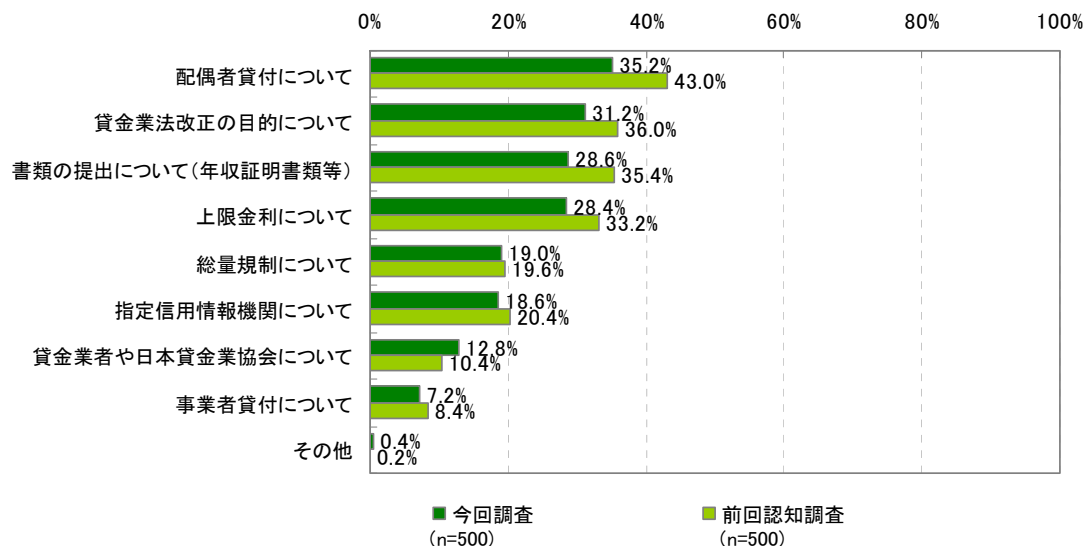
3.2 特定利用者

(1) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)の貸金業法改正について知りたい項目では、「配偶者貸付について」が35.2%と最も高く、次いで「貸金業改正の目的について」が31.2%、「書類の提出について(年収証明書類等)」が28.6%、「上限金利について」が28.4%となった。

【図 17 専業主婦(主夫)の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て)】

<今回調査の専業主婦(主夫) n=500 前回認知調査の専業主婦(主夫) n=500>

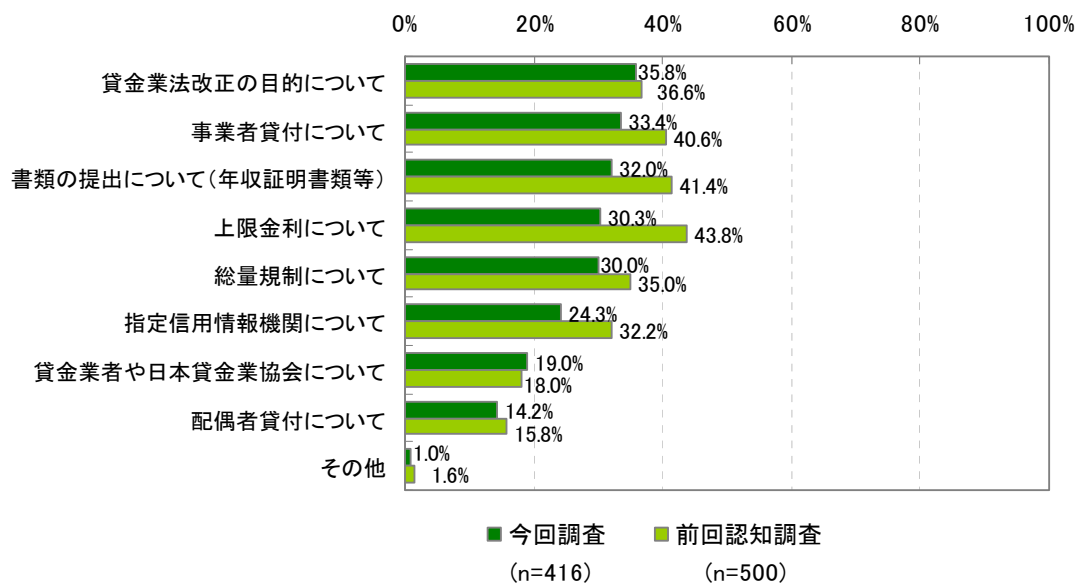


(2)個人事業主

個人事業主の貸金業法改正について知りたい項目では、「貸金業法改正の目的について」が35.8%と最も高く、次いで「事業者貸付について」が33.4%、「書類の提出について(年収証明書类等)」が32.0%、「上限金利について」が30.3%となった。

【図 18 個人事業主の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て)】

<今回調査の個人事業主 n=416 前回認知調査の個人事業主 n=500>



4. 貸金業法の改正に関する認知媒体の調査結果

(1) 一般消費者

貸金業法改正について認知している一般消費者の、貸金業法改正についての認知媒体は「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が 62.7%と最も高く、次いで「新聞広告」が 31.8%、「クレジットカード会社等の利用明細書」が 14.0%となった。

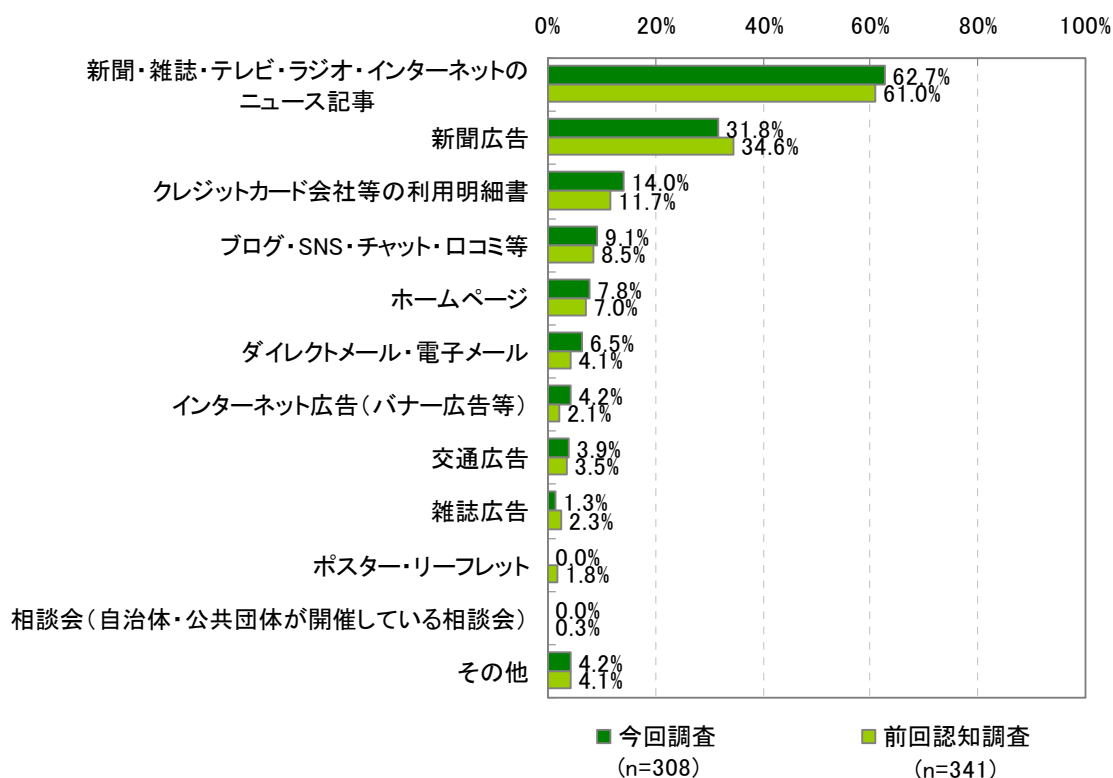
【図 19 一般消費者の貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<今回調査の一般消費者 1,000 名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、

または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した一般消費者 n=308

前回調査の一般消費者 1,000 名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、

または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した一般消費者 n=341 >

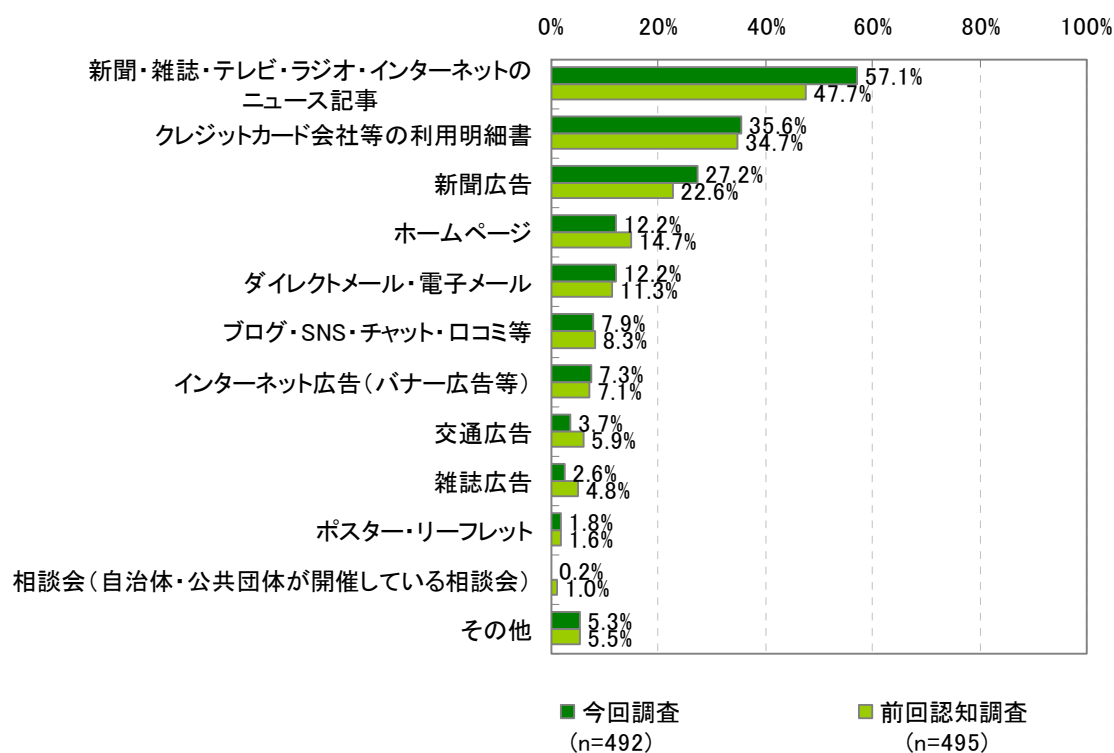


(2) 借入利用者(全体)

貸金業法改正について認知している借入利用者の、貸金業法改正についての認知媒体は「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が 57.1%と最も高く、次いで「クレジットカード会社等の利用明細書」が 35.6%、「新聞広告」が 27.2%となった。

【図 20 借入利用者全体としての貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(全体)1,000名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(全体) n=492
 前回調査の借入利用者(全体)1,000名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(全体) n=495>

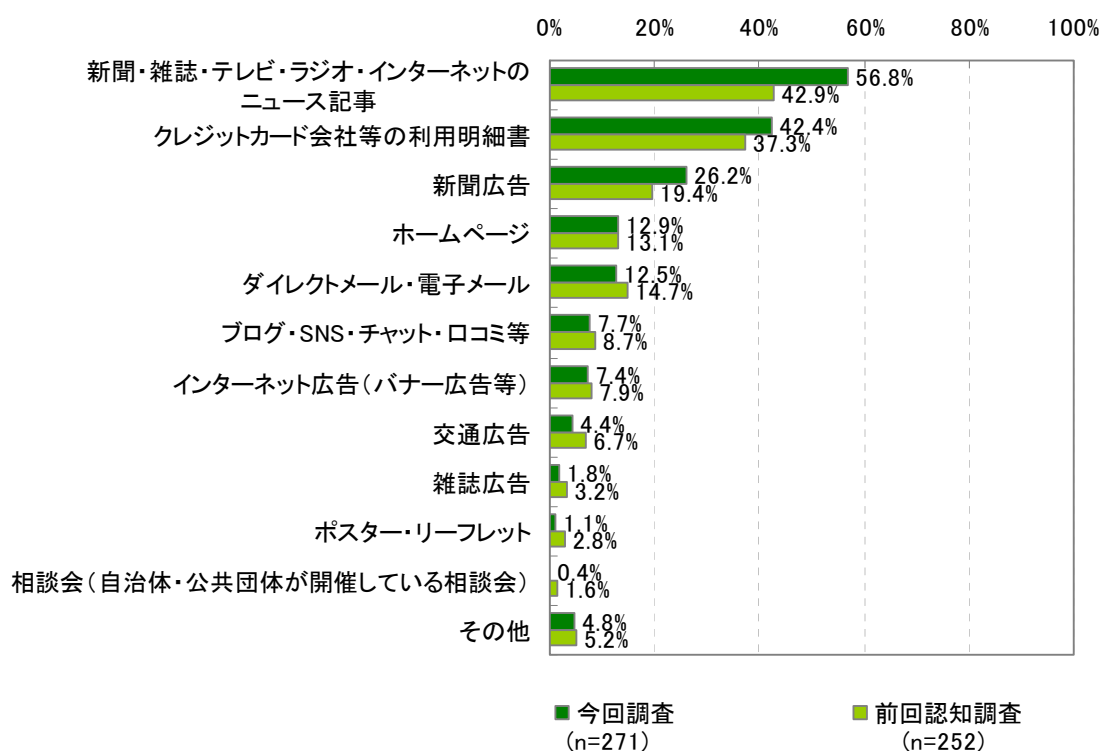


(3) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

貸金業法改正について認知している総量規制該当者の、貸金業法改正についての認知媒体は、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が56.8%と最も高く、次いで「クレジットカード会社等の利用明細書」が42.4%、「新聞広告」が26.2%となった。

【図 21 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制該当者) n=271
 前回調査の借入利用者(総量規制該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制該当者) n=252 >



(4) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

貸金業法改正について認知している総量規制非該当者の、貸金業法改正についての認知媒体は、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が 57.5%と最も高く、次いで「新聞広告」が 28.5%、「クレジットカード会社等の利用明細書」が 27.1%となった。

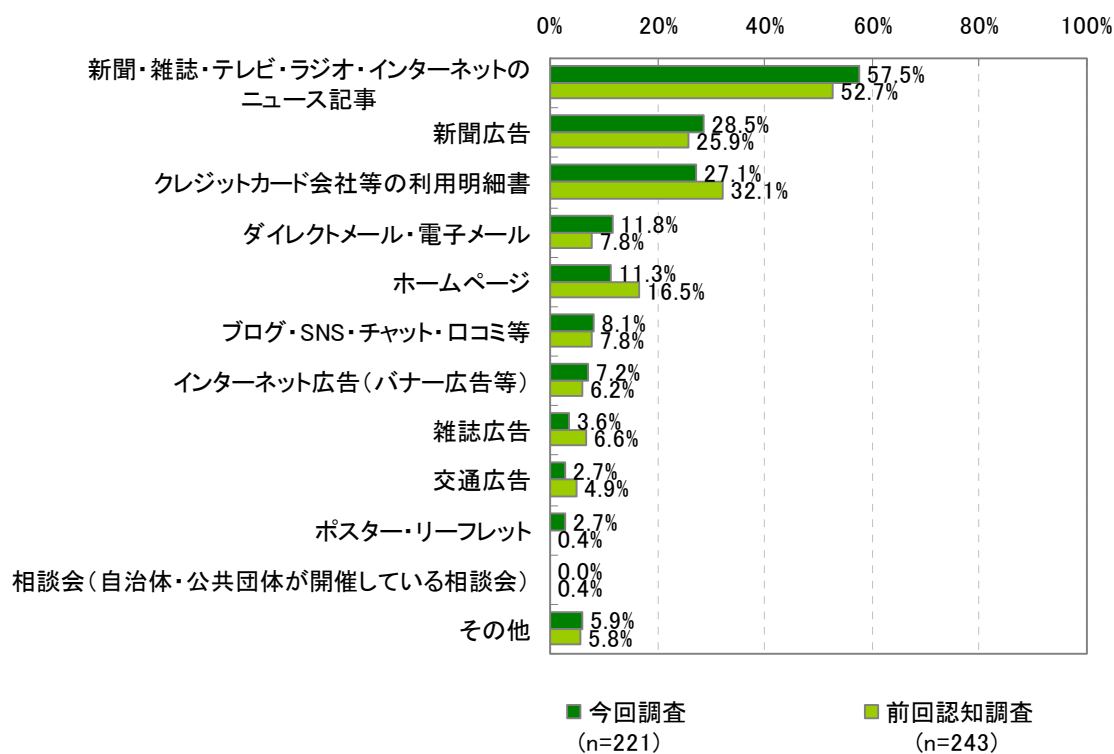
【図 22 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(総量規制非該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制非該当者)

n=221

前回調査の借入利用者(総量規制非該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制非該当者)

n=243>



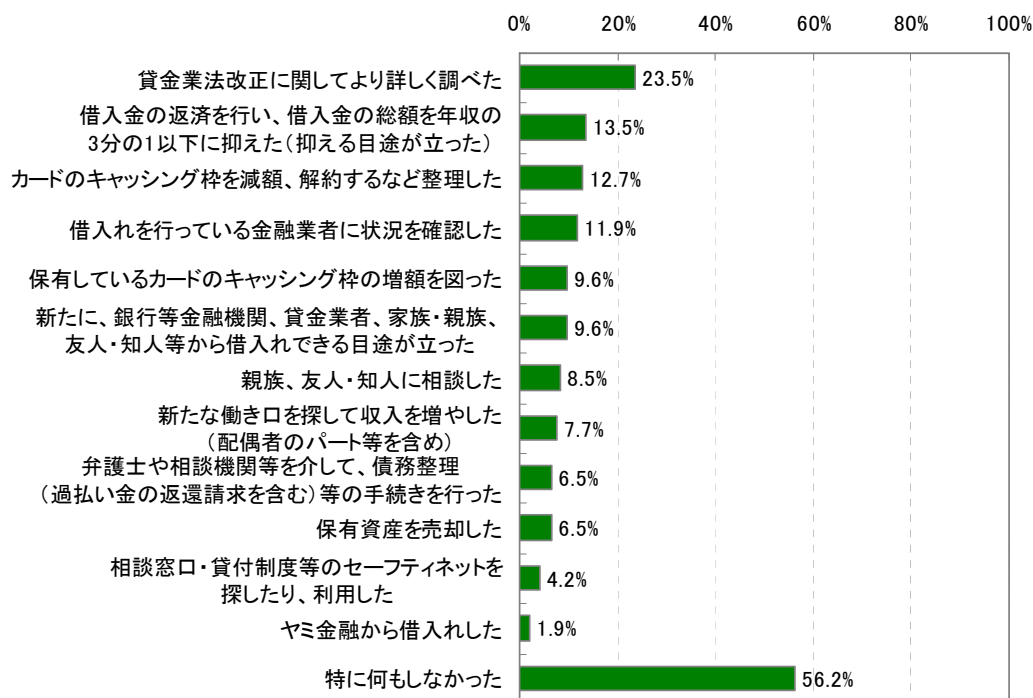
5. 前回認知調査(*2)以降に起こした行動とその結果に関する調査結果

(1) 前回認知調査(*2)以降に起こした行動

前回認知調査(*2)でアンケートに回答いただいた借入利用者のうち、年収の3分の1を超える借入れがある(総量規制に該当する)とした回答者(借入利用者)に対し、その後の直近半年間の行動について調査したところ、「特に何もしなかった」が56.2%と最も高く、次いで「貸金業法改正に関してより詳しく調べた」が23.5%、「借入金の返済を行い、借入金の総額を年収の3分の1以下に抑えた」が13.5%となった。一方で、「新たに、銀行等金融機関、貸金業者、家族・親族、友人・知人等から借入れできる目途が立った(9.6%)」、「新たな働き口を探して収入を増やした(配偶者のパート等を含め)(7.7%)」も一定の割合を占めた。

【図 23 前回認知調査(*2)以降の直近半年間に起こした行動(該当するもの全て)】

<前回認知調査(*2)の回答者(借入利用者)のうち、年収の3分の1を超える借入れがある(総量規制に該当する)借入利用者 n=260>

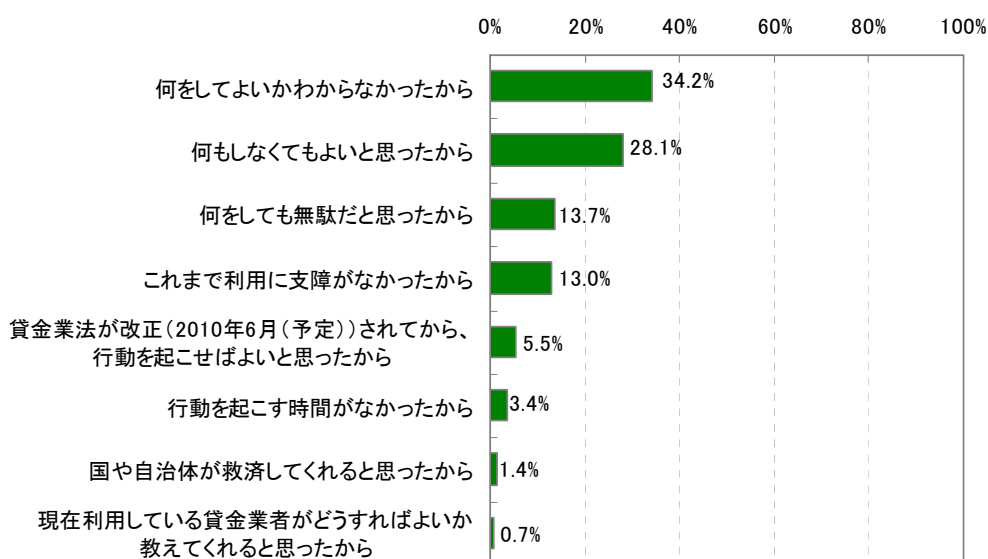


(2)前回認知調査(*2)以降に何もしなかった理由

特に何もしなかったとした回答者(借入利用者)に対して、理由を調査したところ、「何をしてよいかわからなかったから(34.2%)」、「何もしなくてもよいと思ったから(28.1%)」、「何をしても無駄だと思ったから(13.7%)」が上位を占める。

【図 24 前回認知調査(*2)以降に何もしなかった理由】

<前回認知調査(*2)の回答者(借入利用者(総量規制該当者))のうち、「特に何もしなかった」と回答した借入利用者
n=146>

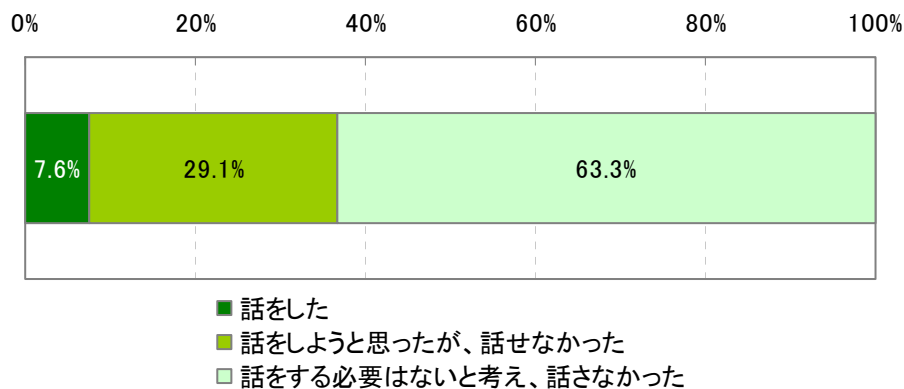


(3) 前回認知調査(*2)以降、配偶者に借入れについて相談したかどうか

前回認知調査(*2)で「配偶者は借入れについて知らない」と回答した専業主婦(主夫)に対して、前回認知調査(*2)以降に配偶者に借入れについて話したかどうかを調査したところ、「話をする必要はないと考え、話さなかった」が63.3%と最も高く、次いで「話をしようと思ったが、話せなかった」が29.1%となった。一方、「話をした」は7.6%にとどまった。

【図 25 前回認知調査(*2)以降、配偶者に借入れについて相談したかどうか】

<前回認知調査(*2)で「配偶者は借入れについて知らない」と回答した専業主婦(主夫) n=79>



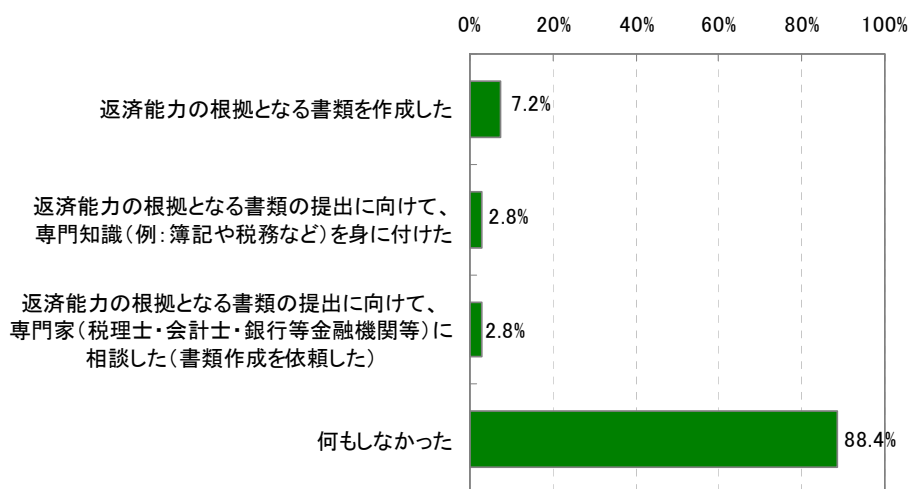
(4) 前回認知調査(*2)以降の、個人事業主の返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動に関する調査結果

① 前回認知調査(*2)以降の返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動

前回認知調査(*2)で「返済能力の根拠となる書類を提出しない」と回答した個人事業主に対して、それ以降に返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動の有無について調査したところ、「何もしなかった」と回答した割合が 88.4%となっており、「返済能力の根拠となる書類を作成した」と回答した割合は 7.2%にとどまった。

【図 26 前回認知調査(*2)以降、返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動を取ったかどうか】

< 前回認知調査(*2)で「返済能力の根拠となる書類を提出しない」と回答した個人事業主 n=181 >



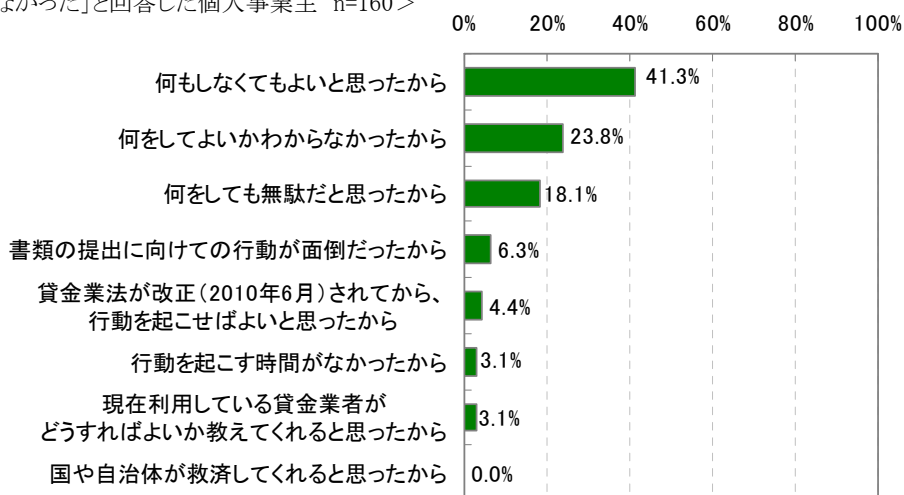
② 返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動を取らなかった理由

「何もしなかった」と回答した個人事業主に対して、その理由を調査したところ、「何もしなくてもよいと思ったから」が 41.3%と最も多く、次いで「何をしてもよいかわからなかったから」が 23.8%、「何をしても無駄だと思ったから」が 18.1%となった。

【図 27 前回認知調査(*2)以降、返済能力の根拠となる書類提出に向けた行動を取らなかった理由】

< 前回認知調査(*2)で「返済能力の根拠となる書類を提出しない」と回答した個人事業主のうち、今回調査で

「何もしなかった」と回答した個人事業主 n=160 >



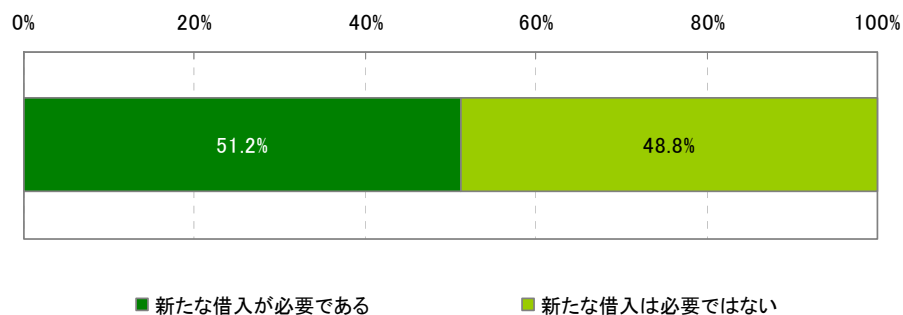
6. 貸金業法改正の影響を受ける借入利用者の現状等に関する調査結果

(1)生活維持を目的とした新たな借入れの必要性

借入利用者（総量規制該当者）に対して、今後の生活維持のために新たな借入れが必要であるかどうかを調査したところ、「新たな借入れが必要である」と回答した割合は、51.2%となった。

【図 28 総量規制該当者の、生活維持を目的とした新規借入れの必要性】

＜借入利用者（総量規制該当者）のうち、貸金業法改正が自分にも関係しそうだと思った（思う）借入利用者（総量規制該当者 n=379＞

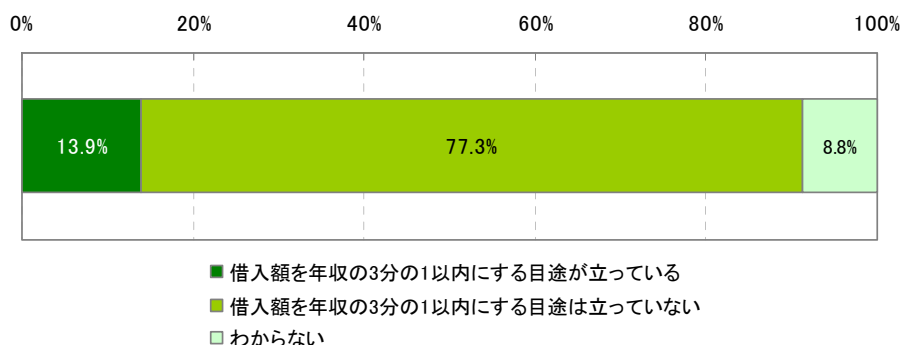


(2)貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途

新たな借入れをするためには、貸金業法改正が施行されるまでに自ら返済を進めることによって、現在の借入額を年収の3分の1以内の水準にする必要があるが、その目途（年収の3分の1以内にする返済の目途）について調査したところ、77.3%が「目途は立っていない」、13.9%が「目途が立っている」、8.8%が「わからない」と回答した。

【図 29 貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途】

＜生活維持のために新たな借入れを必要としている借入利用者（総量規制該当者） n=194＞

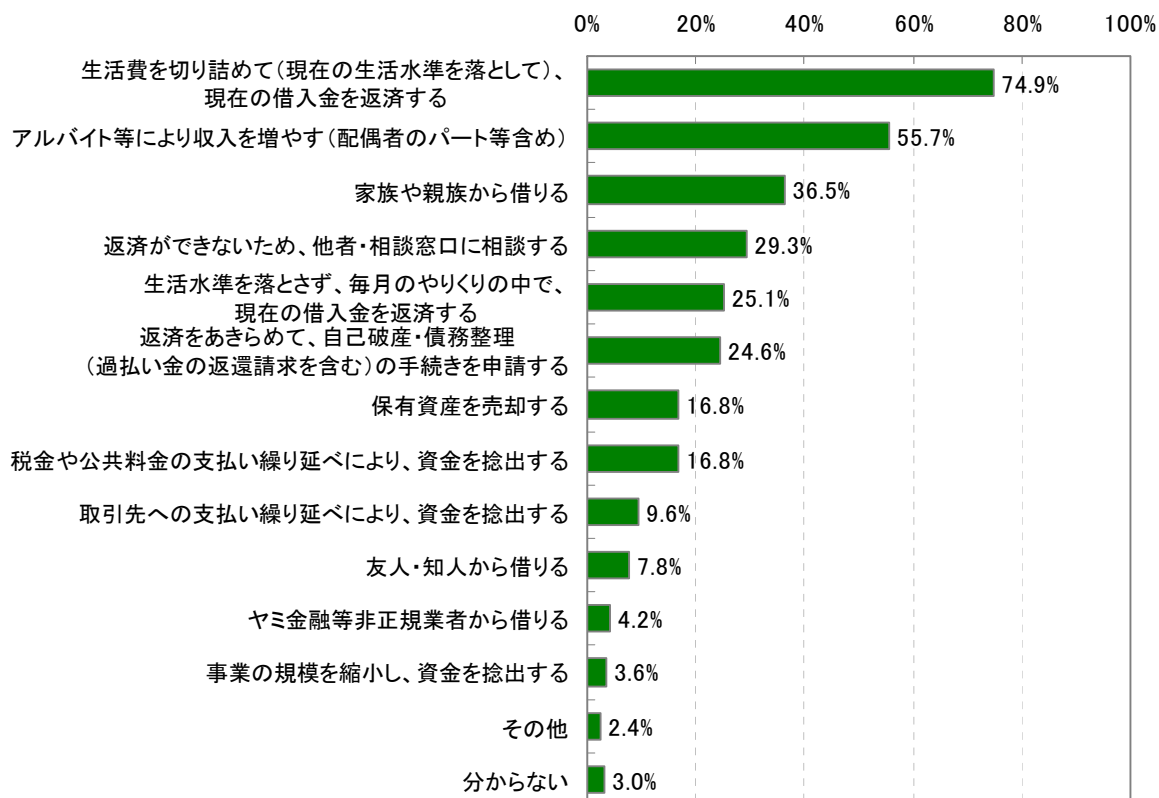


(3) 新たな借入れを必要としている総量規制該当者のうち、「貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途が立っていない」、もしくは「わからない」とした回答者の借りられなくなった場合の行動

新たな借入れを必要としている総量規制該当者のうち、自ら返済を進めることによって、貸金業法改正の施行までに借入額を「年収の3分の1以内にする目途が立っていない」もしくは「わからない」とした回答者に対して、今後一切の借入れができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済する(74.9%)」、「アルバイト等により収入を増やす(配偶者のパート等含め)(55.7%)」が上位を占める。一方、「返済をあきらめて、自己破産・債務整理(過払い金の返還請求を含む)の手続きを申請する(24.6%)」、「税金や公共料金の支払い繰延べにより、資金を捻出する(16.8%)」、「ヤミ金融等非正規業者から借りる(4.2%)」といった回答も一定の割合を占めた。

【図 30 貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途が立っていない、もしくはわからないにも関わらず、新たな借入れを必要としている借入利用者の借りられなくなった場合の行動】

<貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途が立っていない、もしくはわからないが、生活維持のために新たな借入れを必要としている借入利用者(総量規制該当者) n=167 >

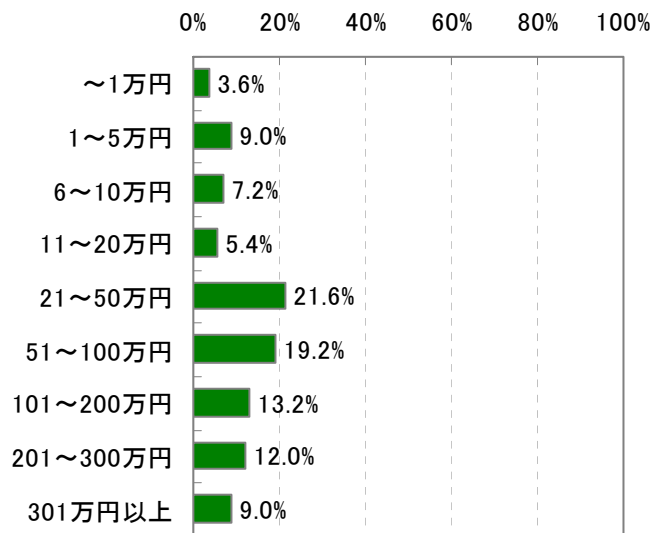


(4)生活維持のために新たに借入れする必要がある資金

今後の生活維持のために新たな借入れを必要としている総量規制該当者に対し、必要な借入額について調査したところ、「21～50万円」が21.6%と最も高く、「51～100万円」が19.2%、「101～200万円」が13.2%となった。

【図 31 貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途が立っていない、もしくはわからないにも関わらず、新たな借入れを必要としている借入利用者が、貸金業者から一切の借入れができなくなった際に、新たに借入れする必要がある資金】

<貸金業法改正の施行までに借入額を年収の3分の1以内にする目途が立っていない、もしくはわからないが、生活維持のために新たな借入れを必要としている借入利用者(総量規制該当者) n=167 >



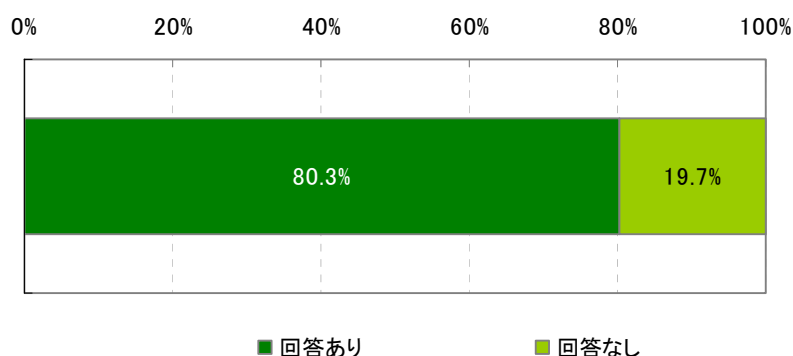
7. 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例に関する調査結果

(1) 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とする意見 24.3%、中立的な(その他)意見 22.6%、法改正に対して「問題がある」とする意見 41.1%、「よくわからない」12.0%となり、法改正に対して「問題がある」とする意見が最も高いものとなった。

【図 32 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<借入利用者 n=1,000>

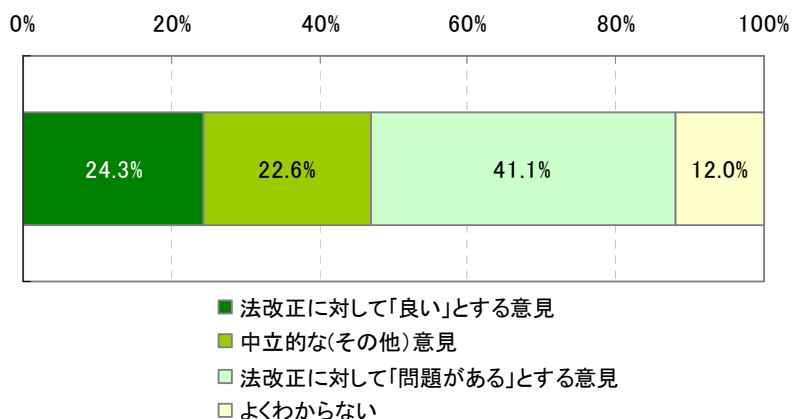


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」など、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「あまり関係ない」など、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直してほしい」「困る」「ヤミ金被害が増える」「周知不足だと思う」など、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 33 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類】

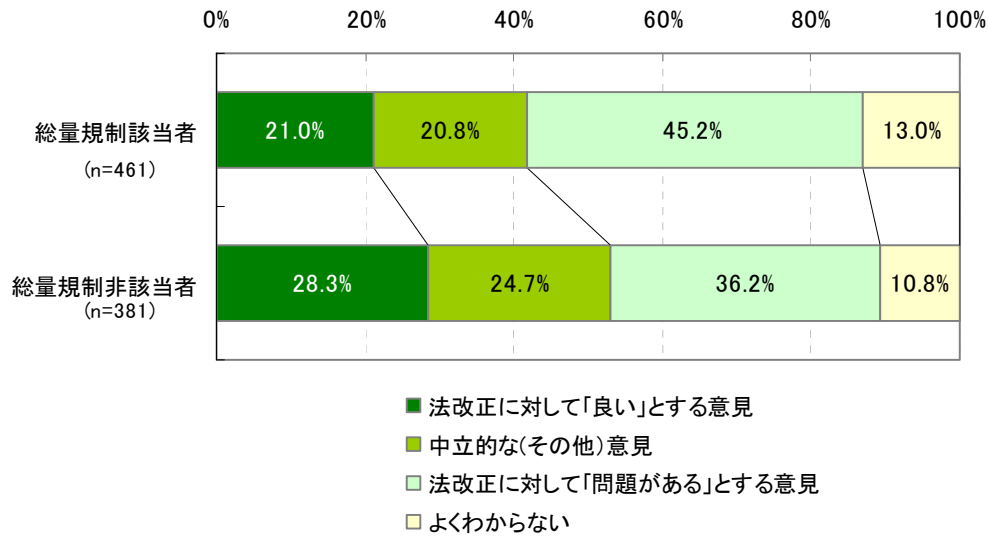
<借入利用者のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=842>



【図 34 借入利用者(総量規制該当者・非該当者)の貸金業法改正に対する意見の分類】

<貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制該当者 n=461

貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制非該当者 n=381>



(2)法改正に対して「良い」とする意見の内訳

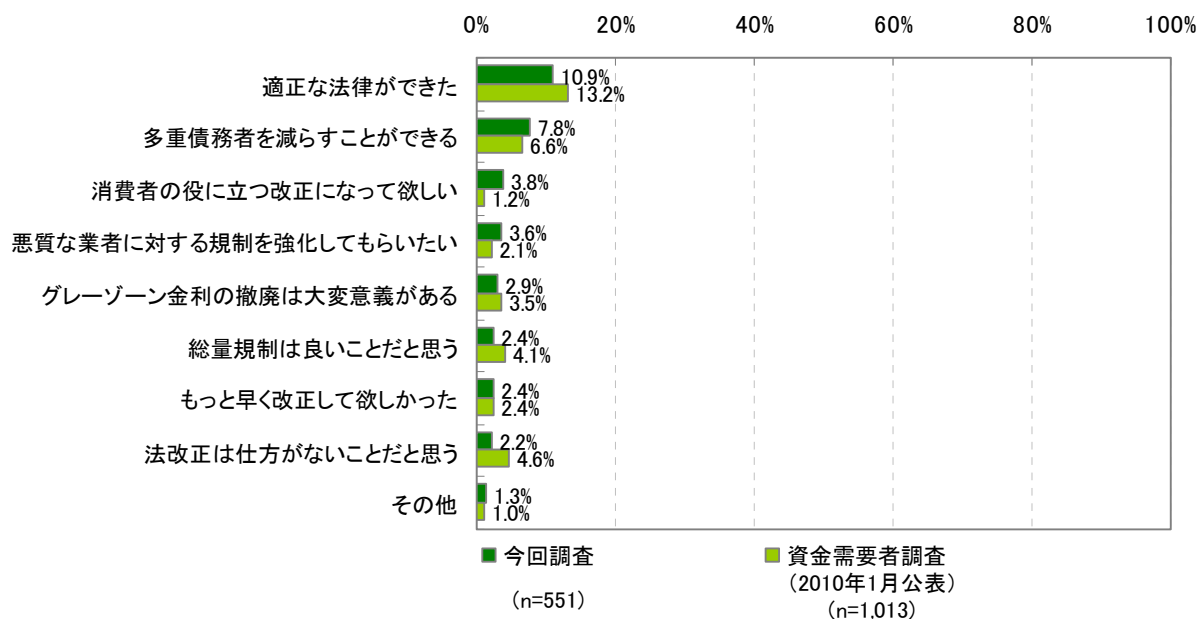
借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見を分析したところ、「適正な法律ができた」とする意見が 10.9%と最も高く、次いで「多重債務者を減らすことができる」が 7.8%、「消費者の役に立つ改正になって欲しい」が 3.8%、「悪質な業者に対する規制を強化してもらいたい」が 3.6%となった。

【図 35 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

<今回調査において、法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった借入利用者 n=551

前回調査において、法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった借入利用者 n=1,013>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した



(3)法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「厳しい改正である、撤廃を望む(行政への要望)」とする意見が 13.8%と最も高く、次いで「周知不足だと思う」が 11.1%、「生活していけなくなりそうで困る」が 9.3%、「収入が低い者はどうしたら良いのか(本当に消費者のためになっているか疑問)」が 8.2%となった。

【図 36 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

<今回調査において、法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった借入利用者 n=551
 前回調査において、法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった借入利用者 n=1,013>
 ※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した

